

## 自家用電気工作物保安管理業務業者選定理由

平成 21 年度栽培水試自家用電気工作物保安管理業務の契約は、下記により次の業者を選定する。

選定業者 (財)北海道電気保安協会

### 記

#### 1 目 的

栽培水産試験場の電気設備（需要設備 1800KVA、発電施設 287.5KVA）については、電気事業法に基づき電気主任技術者を選任しなければならないため、この電気主任技術者のかわりとして、外部委託するものである。

#### 2 業者の選定

本業務は、電気主任技術者の代わりとして、月時点検、年次点検、臨時点検や不良箇所の改修指導、事故発生時の処置等を行うものである。

電気事業法施行規則、主任技術者制度の解釈及び運用では、当該委託事業所の所在地は 2 時間以内に受託事業所に到達しなければならないこととなっているが、当時は試験研究のため魚類等水生生物を常に飼育し試験研究をしている状況から、万が一の電気工作物事故の際に、飼育水生生物への影響を最小限にする体制が必要であり、このことから、速やかな現場対応が期待できる室蘭市内に事業所等がある業者、また、年次点検等においては、全停電をしなければならないが、施設の性格上停電時間に制約があり、一定の時間内に大人数で集中的に点検をするなどの体制が必要となることから、法人事業者であることが必要である。

経済産業省北海道産業保安監督部に外部委託承認申請があった事業者の中から、上記の条件に合う法人事業者としては、(財)北海道電気保安協会のみであった。

よって、契約の目的物が代替性のないものであるため、当該事業者を選定する。